

工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): 道路管理課

- 1 工 事 名 喜沢第一歩道橋撤去工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和7年6月12日
- 5 契 約 業 者 名 株式会社坂本建設 戸田支店 支店長 高橋 英樹
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県戸田市美女木1-30-8
- 7 工 期 令和7年6月13日 から
令和7年11月30日 まで
- 8 契 約 金 額 32,670,000円
- 9 工 事 概 要

歩道橋撤去工	調査計測工 1橋	歩道改良工	
撤去準備工	高欄撤去 86.0m	構造物撤去工	歩車道境界ブロック撤去 21.8m
橋面撤去工	支承アンカー 12本	舗装工	As舗装 車道10.7㎡ 歩道80.0㎡
連結部切断工	落橋防止システム 8箇所	付属施設	防護柵 14.5m
通路桁撤去工	通路桁 1主桁 3分割撤去 11.8t		
階段撤去工	階段 2箇所 2+3分割撤去 7.3t		
橋脚撤去工	橋脚 2基 1.7t		
廃材処分	10部材		
下部工撤去	破碎解体 18.9㎡		

10 随意契約の相手方を選定した理由

競争入札を行ったところ、3者が入札を辞退し、1者のみ入札を行いました。最低制限価格を下回り不調となりました。予定価格の制限の範囲内の価格(最低制限価格以上の価格)の入札がなく、これ以上競争入札を継続しても入札の成立が期待できかねました。

また、本工事は、喜沢小学校に近接した歩道橋を撤去するものであり、多くの児童が通学路として利用されている交差点に位置しています。そのため、小学校の夏季休暇期間に歩道橋を撤去し、児童の登下校への影響を最低限にする必要があります。工事の開始時期が迫っており、競争入札に付しては契約の目的を達成することができないことから、入札を行った唯一の業者である上記業者を指名、見積を徴取をし、随意契約の相手として選定しました。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)該当)

工事請負契約変更理由書(契約金額の変更を伴うもの)

発注担当課(室): 道路管理課

変更回数: 1回目

- 1 工 事 名 喜沢第一歩道橋撤去工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 当初契約締結日 令和7年6月12日
- 5 変更契約締結日 令和7年11月18日
- 6 契約業者名 株式会社坂本建設 戸田支店
- 7 契約業者所在地 埼玉県戸田市美女木1-30-8美女木ハイツ307
- 8 変更契約内容

	変更前(当初)	変更後
工 期	令和7年6月12日 から 令和7年11月30日 まで	令和7年6月12日 から 令和7年11月30日 まで
契約金額(税込)	32,670,000円	30,853,900円
工 事 概 要	撤去準備工 調査計測工 1橋 橋面撤去工 高欄撤去 86.0m 連結部切断工 支承アンカー 12本 落橋防止システム 8箇所 通路桁撤去工 通路桁 1主桁 3分割撤去 11.8t 階段撤去工 階段 2箇所 2+3分割撤去 7.3t 橋脚撤去工 橋脚 2基 1.7t 廃材処分 10部材 下部工撤去 破碎解体 18.9㎡ 歩道改良工 構造物撤去工 歩車道境界ブロック撤去 21.8m 舗装工 As舗装 車道10.7㎡ 歩道 80.0㎡ 付属施設 防護柵 14.5m	撤去準備工 調査計測工 1橋 橋面撤去工 高欄撤去 86.0m 連結部切断工 支承アンカー 12本 落橋防止システム 8箇所 通路桁撤去工 通路桁 1主桁 3分割撤去 11.8t 階段撤去工 階段 2箇所 2+3分割撤去 7.3t 橋脚撤去工 橋脚 2基 1.7t 廃材処分 10部材 下部工撤去 破碎解体 12.4㎡ 歩道改良工 構造物撤去工 歩車道境界ブロック撤去 21.8m 舗装工 As舗装 車道10.7㎡ 歩道 67.9㎡ 付属施設 防護柵 13.5m

9 変 更 理 由

主たる理由
 歩道橋撤去時における足場の設置を工期短縮及び歩行者への安全面を考慮し、高所作業車を使用した作業に変更したため、減額が生じた。
 歩道橋の基礎コンクリートが設計寸法と異なり小規模であったため、解体量等が減少し、減額が生じた。

工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): まちづくり区画整理室

- 1 工 事 名 令和7年度 新曽第一地区 旭町山宮線街渠改修工事(その3)
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和7年10月28日
- 5 契 約 業 者 名 前田・西松・福田特定建設工事共同企業体
- 6 契 約 業 者 所 在 地 東京都千代田区飯田橋一丁目12番7号
- 7 工 期 令和7年10月29日 から
令和8年3月19日 まで
- 8 契 約 金 額 15,895,000円
- 9 工 事 概 要

工事延長 L=81.3m
側溝設置 L=75.7m
管理樹設置 N=5基
付帯工 一式

10 随意契約の相手方を選定した理由

施工区間の大部分が、戸田市上下水道事業が委託協定により施行中の「戸田市雨水貯留管建設工事その2」と重複しているため、当該施行中の者に施工させた場合、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる工事であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため上記業者と特命随意契約を締結する。

工事請負契約変更理由書(契約金額の変更を伴うもの)

発注担当課(室): まちづくり区画整理室

変更回数: 1回目

- 1 工 事 名 令和7年度 新曽第一地区 旭町山宮線街渠改修工事(その3)
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 当初契約締結日 令和7年10月28日
- 5 変更契約締結日 令和8年3月2日
- 6 契約業者名 前田・西松・福田特定建設工事共同企業体
- 7 契約業者所在地 東京都千代田区飯田橋一丁目12番7号
- 8 変更契約内容

	変更前(当初)	変更後
工 期	令和7年10月29日 から 令和8年3月19日 まで	令和7年10月29日 から 令和8年3月19日 まで
契約金額(税込)	15,895,000円	16,199,700円
工 事 概 要	概算数量発注方式による発注 工事延長 L=81.3m 側溝設置 L=75.7m 管理樹設置 N=5基 付帯工 一式	工事延長 L=84.1m 側溝設置 L=78.3m 管理樹設置 N=6基 付帯工 一式

9 変 更 理 由

・概算数量発注方式であるため、現場に合わせた実際の施工数量を設計に反映し、変更するため。

工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): まちづくり区画整理室

- 1 工 事 名 不明函渠撤去工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和8年1月26日
- 5 契 約 業 者 名 株式会社ジンワ
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県戸田市本町5丁目11番15号
- 7 工 期 令和8年1月27日 から
令和9年2月26日 まで
- 8 契 約 金 額 97,053,000円
- 9 工 事 概 要

不明函渠撤去工事

ライナープレート工	一式
地盤改良工	一式
函渠撤去工	一式
安全工	一式

10 随意契約の相手方を選定した理由

既契約の管渠整備工事における推進管布設箇所不明函渠を確認したことから、道路陥没等を未然に防ぐことを目的に早急に撤去することとした。

不明函渠撤去工事の実施にあたり、既契約工事と発注範囲が重複することに加え、現場状況を把握する既契約受注者に施工させた場合、安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められ、不明函渠撤去の早期着手だけでなく、経費節減が図られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当することから特命随意契約とした。